



茨城県報

号外第 16 号

平成11年 2 月15 日

月 曜 日

目 次

告 示

●水質汚濁に係る環境基準の水域類型の改正 (環境政策課) ページ 1

告 示

茨城県告示第 1 6 2 号

環境基本法 (平成 5 年法律第 9 1 号) 第 1 6 条第 2 項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令 (平成 5 年政令第 3 7 1 号) の規定に基づき、昭和 4 8 年茨城県告示第 5 7 1 号で告示した新川水域及び田川水域並びに昭和 5 0 年茨城県告示第 4 0 3 号で告示した小貝川水域、五行川水域、大谷川水域、糸繰川水域、八間堀川水域、中通川水域、谷田川水域、稲荷川水域、西谷田川水域、向堀川水域、宮戸川水域、大川水域、鶴戸川水域、飯沼川水域、西仁連川水域、東仁連川水域、积水水路水域、下大野水路水域が該当する水域類型を次のとおり改め、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 1 1 年 2 月 1 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 飯沼川水域、東仁連川水域、西仁連川水域、鶴戸川水域、大川水域、宮戸川水域、下大野水路水域、磯川水域、向堀川水域、小貝川水域、八間堀川水域、糸繰川水域、大谷川水域、五行川水域、中通川水域、谷田川 1 水域、谷田川 2 水域、稲荷川水域、西谷田川水域、田川水域及び新川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

水 域 名	水 域 の 範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
飯 沼 川	全 域	B	ハ	利 根 川 水 域
東 仁 連 川	全 域	C	イ	
西 仁 連 川	全 域	B	ハ	
鶴 戸 川	全 域	B	ハ	
大 川	全 域	C	ハ	
宮 戸 川	全 域	C	イ	
下 大 野 水 路	全 域	D	イ	
磯 川	全 域 (积水水路を含む。)	D	ハ	
向 堀 川	全 域	D	ハ	小 貝 川 水 域
小 貝 川	全 域	A	ハ	
八 間 堀 川	全 域	C	イ	
糸 繰 川	全 域	C	ハ	
大 谷 川	全 域	C	イ	

水 域 名	水 域 の 範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
五 行 川	全 域	A	ハ	小 貝 川 水 域
中 通 川	全 域	B	ハ	
谷 田 川 1	牛久沼流入点より上流 (蓮沼川を含む。)	B	ハ	
谷 田 川 2	牛久沼水門から 小貝川合流点まで	A	ハ	
稲 荷 川	全 域	B	イ	
西 谷 田 川	全 域	B	イ	鬼 怒 川 水 域
田 川	鬼怒川合流点まで	B	ハ	
新 川	全 域	C	イ	新 川 水 域

(注) 1 該当類型の欄は、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の河川の表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

2 牛久沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

水 域 名	水 域 の 範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標 (平成13年度)
牛 久 沼	牛 久 沼 全 域	B	(注)2	COD 8.6mg/l
		IV(ただし、 全窒素の項目 の基準値は適 用しない。)	(注)2	全りん 0.06mg/l

(注) 1 該当類型の欄は、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の湖沼の表の類型を示す。

2 達成期間については、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とする。

~~~~~

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行)(金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029(221)8111(代)